

駐輪場附置義務制度の見直し検討について

1.1 駐輪場附置義務制度の概要

- (1) 駐輪場附置義務制度の概要
- (2) 駐輪場附置義務制度に関連する条例の沿革
- (3) 駐輪場附置義務制度の規模の特例
- (4) 駐輪場附置義務制度の運用と届出状況

1.2 駐輪場附置義務制度の課題と見直しの方向性

- (1) 駐輪場附置義務制度の課題
- (2) 駐輪場附置義務制度の見直しの方向性

2.1 見直し検討の流れ

- (1) 見直し検討の全体像
- (2) 協議会のスケジュールと議題（案）

1.1 駐輪場附置義務制度の概要

(1) 駐輪場附置義務制度の概要

- 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」において、地方公共団体は、条例で定める区域内的の施設を新設、又は増築しようとする者に対し、条例で当該施設若しくはその他敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができることとしている。
- 新宿区では、放置自転車対策として、「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度を設けており、対象となる区域において、指定された用途の施設を新築または増築する場合は、自転車等駐輪場を設置する必要がある。

表1-1 新宿区の駐輪場附置義務制度の概要

新宿区の駐輪場附置義務制度の概要	
駐輪場の設置が義務付けられる区域	以下4地域の全域 ①商業地域、 ②近隣商業地域、 ③第2種住居地域、 ④準工業地域
自転車等駐輪場の設置基準	表1-2を参照
自転車等駐輪場の設置場所	当該施設若しくはその地域内又は当該施設から250m以内に設置する必要がある
自転車等駐輪場の規模の特例	図1-1を参照

表1-2 対象となる施設と設置台数（原単位）の設定

施設の用途	施設の規模 (各施設の対象床面積に対して)	台数設定 (原単位)	大規模施設の減免規定
遊技場	300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台	5,000㎡超→30㎡ごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台	1,200㎡超→60㎡ごとに1台 5,000㎡超→120㎡ごとに1台
銀行その他の金融機関	500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台	5,000㎡超→50㎡ごとに1台
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台	—
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台	—

出典：新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例を基に作成

1.1 駐輪場附置義務制度の概要

(2) 駐輪場附置義務制度に関連する条例の沿革

- 新宿区の附置義務に関連する条例は、平成2年11月に「東京都新宿区自転車等の放置防止に関する条例」として初めて施行され、現在の条例に至るまで、計5回の改正を経ている。
- 平成31年には、施設利用者が利用しやすい駐輪場の整備を誘導し、路上の放置自転車を減らすとともに、更新時期を迎えた建物の建て替えを促進しできる施策を実施することを目的に、隔地距離の変更と規模の特例を追加した。

表1-3 附置義務に関連する条例の沿革

施行	廃止	名称	主な変更内容
平成2年11月1日	平成7年12月1日	東京都新宿区自転車等の放置防止に関する条例	—
平成2年11月1日	平成7年12月1日	東京都新宿区立自転車駐車場条例	—
平成7年12月1日	—	新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	・ 法の改正に伴う変更
平成11年4月1日	—	新宿区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	・ 第2種住居地域、準工業地域を追加
平成21年4月1日	—	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	・ 総合計画の改定に合わせて、原付を対象を追加
平成31年1月1日	—	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	・ 隔地距離を50mから250mに変更 ・ 規模の特例を追加
令和4年4月1日	—	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	・ 区営駐輪場の民設民営化に伴い、条例番号の繰り上げ

出典：新宿区の資料を基に作成

1.1 駐輪場附置義務制度の概要

(3) 駐輪場附置義務制度の規模の特例

● 自転車等駐輪場の利便性向上に資する自転車等駐輪場の整備を実施した場合は、当該自転車駐輪場の規模を2分の1までの範囲で減ずることができる。

A：地上階への設置、又は立体全自動機械式駐輪場等の設置

- 道路や敷地内から直接出入できる「地上階」への設置又は「立体全自動機械式駐輪場等」を設置する場合、**50%の規模の削減**が適用される。

B：上下階(2F・B1F)への設置

- 2階もしくは地下1階の上下階に整備した場合、**25%の規模の削減**が適用される。

C：専用昇降施設(EV等)の設置

- 地上階以外の駐輪場で自転車専用の昇降施設を設置する場合、**25%の規模の削減**が適用される。



D：有料駐輪場の場合、無料時間の設定(最低1時間以上)

- 多くの駐輪場利用者への対応を想定し、有料駐輪場の場合で、1時間以上の無料時間を設定した場合は、**25%の規模の削減**が適用される。
- なお、全時間を無料とした場合は、対象にならない。

利便性を図るための施策		削減割合
A	地上階への設置、又は立体全自動機械式駐輪場等の設置	50%
B	上下階(2F・B1F)への設置	25%
C	専用昇降施設(EV等)の設置	25%
D	有料駐輪場の場合、無料時間の設定(最低1時間以上)	25%

※ただし、組み合わせにより削減できる台数は最大で50%とする
 出典：「新宿区附置義務自転車等駐輪場整備の手引き」の図を基に作成

出典：「新宿区附置義務自転車等駐輪場整備の手引き」

図1-1 自転車等駐輪場の規模の特例

1.1 駐輪場附置義務制度の概要

(4) 駐輪場附置義務制度の運用と届出状況

- 駐輪場附置義務制度の運用状況

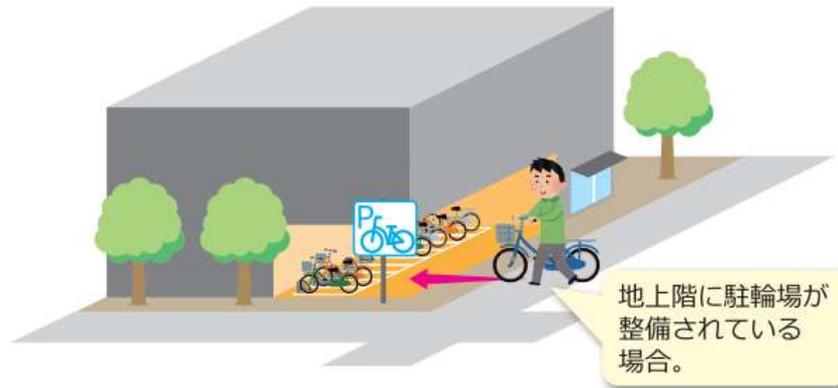
平成4年度～令和6年4月までの届出の状況

届出建物数：**約230建物** 届出整備台数：**約18000台**

- 規模の特例制度制定後（令和元年度以降）の設置の届出状況

届出建物数：21建物

内、規模の特例適用：**14建物** ⇒ 内、**12建物が1階に整備を計画**



⇒条例改正により一定の成果は見られるが、引き続き、検討が必要

1.2 駐輪場附置義務制度の課題と見直しの方向性

(1) 駐輪場附置義務制度の課題

- 駐輪場附置義務制度の課題は、以下の3つが挙げられる。
 1. 放置自転車対策に有効的な駐輪場整備につながっていない
 2. 現制度の対象外の施設前に放置自転車が散見される
 3. まちづくりの方針と相反することがある

表1-4 新宿区の駐輪場附置義務制度の課題

課題	
<p>1. 放置自転車対策に有効的な駐輪場整備につながっていない</p>	<p>○利用されづらい駐輪場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用されにくい中層階や屋上等で整備されるケースが多く、十分に活用されていない <p>○実態と乖離した台数基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の整備台数の基準が、実態と合わず過剰になっている場合がある ・ 小売店・飲食店などでは、業態を問わず一律の基準となっているため、実際の駐輪需要と乖離している場合がある
<p>2. 現制度の対象外の施設前に放置自転車が散見される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附置義務制度の対象外である「ワンルーム以外の集合住宅」や「事務所系建物」では、自転車通勤や業務活動での自転車利用が進む中で、放置自転車の発生が散見される
<p>3. まちづくりの方針と相反することがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内一律の基準のため、地域によっては目指すまちづくりの方向性と相反してしまうことが危惧される

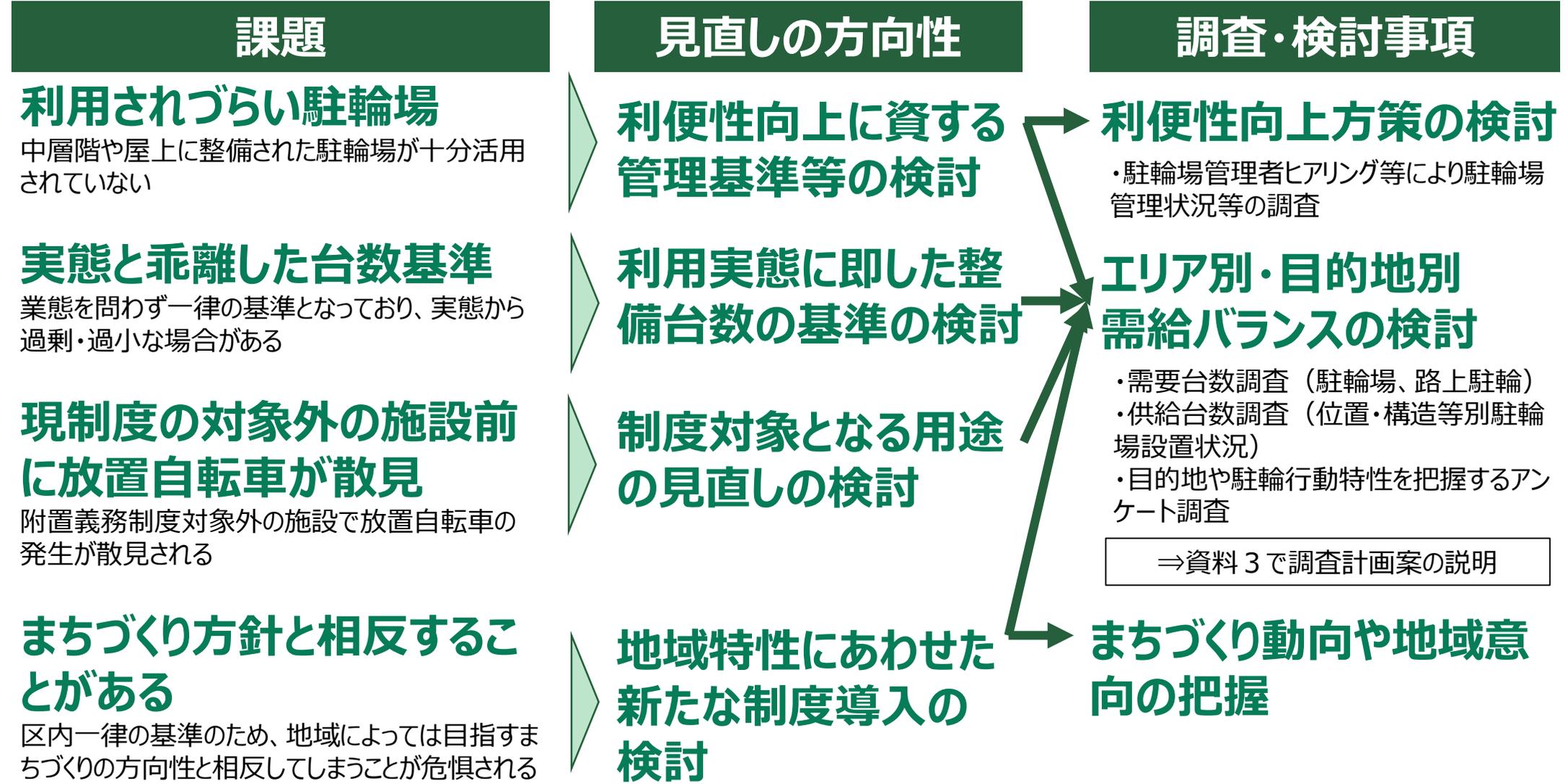


画像の出典：令和6年第1回区議会定例会新宿区長定例記者会見資料（令和6年2月2日）

1.2 駐輪場附置義務制度の課題と見直しの方向性

(2) 駐輪場附置義務制度の見直しの方向性

- 駐輪場附置義務制度の見直しの方向性として、「制度の対象となる用途や、整備台数基準の見直し」や「地域の特性にあわせた新しい制度の導入」等を検討。



2.1 見直し検討の流れ

(1) 見直し検討の全体像

- 利用実態調査や需給バランスの検討などを実施し、附置義務駐輪場のあり方の検討や改正案を作成する。

見直しの方向性に対する検討項目

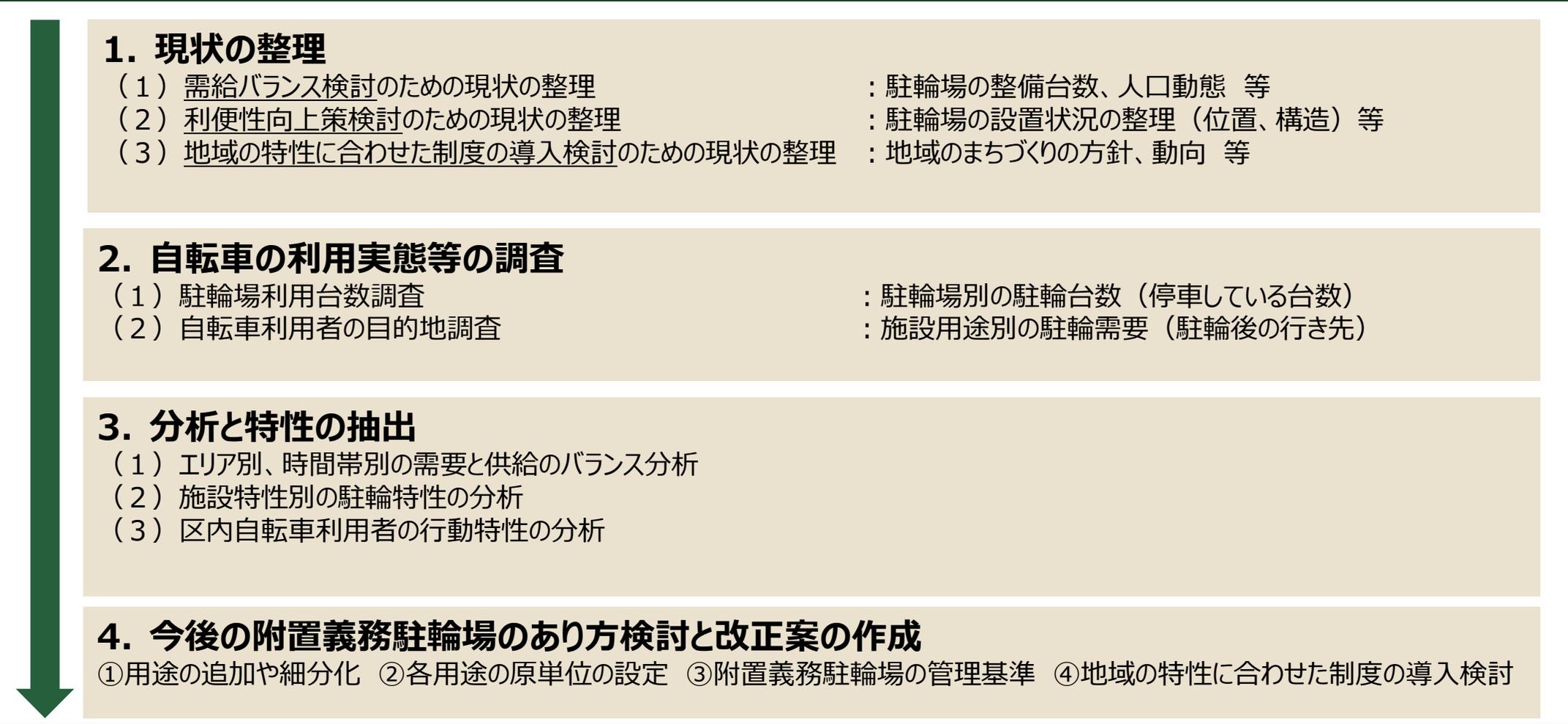


図2-1 全体の流れ (案)

2.1 見直し検討の流れ

(2) 協議会のスケジュールと議題 (案)

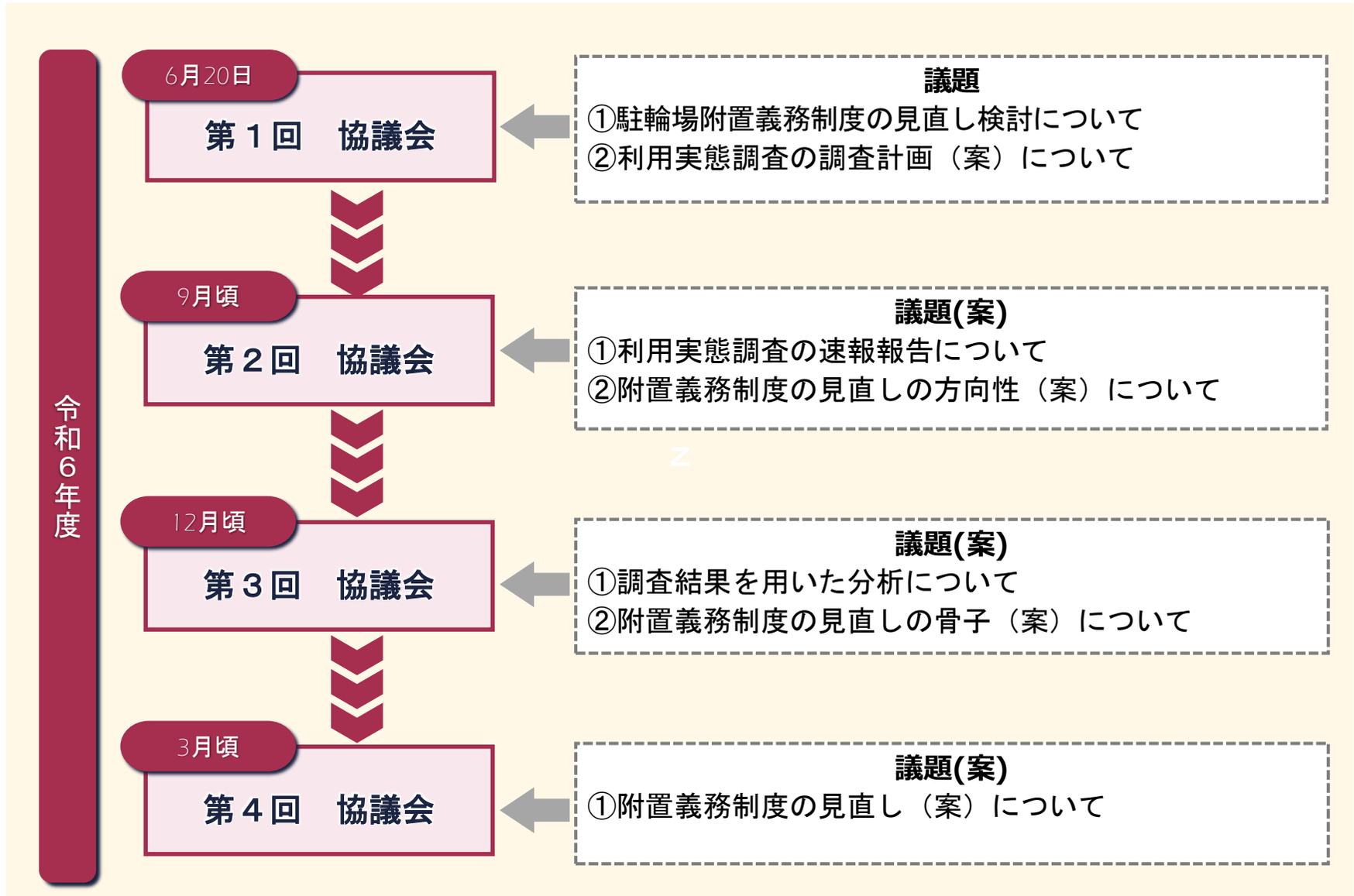


図2-2 協議会のスケジュールと議題 (案)